開催決定!

昨年度、新市制10周年、宗像ユ リックス開館25周年事業として宗像 ユリックスで実施した「宗像ミアー レ音楽祭」。今年も開催が決定しま した。

●日程 9月14日(日)、 同15日(月·祝) ●場所 宗像ユリックス

九州交響楽団による コンサート、市民によ るステージ、精華女子 高等学校吹奏楽部の演 奏やマーチングなどイ ベント盛りだくさん で、みなさんのもとに 音楽をお届けします。 詳細は今後随時市広報

紙でお知らせします。



むなかたタウンプレス

九州交響楽団



精華女子高校吹奏楽部

宗像ミアーレ音楽祭 Facebookページにいいね!を

宗像ミアーレ音楽祭FBhttps://www. facebook.com/munakatamiareで、音 楽祭当日まで、イベントについての詳細 や、いきいき出前コンサートの様子など の情報を発信していきます。ぜひチェッ クしてください。

■問い合わせ先 文化・スポーツ推進課 **2**(36) 1540

者証」を提示してください。 受給者証」と「国民健康保険被保険 更新後の新しい「国民健康保険高齢 給者証」を郵送します。8月1日(金) から使用する「国民健康保険高齢受 いる7歳から4歳までの人へ、8月 対象 郵送時期 7月中旬 、降に医療機関で受診するときは、 和4年8月2日から同19年8月1 日までに生まれた人 国民健康保険加入者で、 玉 民 父健康保険 に加入して 昭

問い合わせ先 国民健康保険係 国保医療課

ている人を除く後期高齢者医療制度の適用を受け

中 J 同齡受給 Ŧ 康 を 储

70歳以上75歳未満の人の一部負担金割合 平成26年4月1日以前に70歳になった人 1割 現役並み (誕生日が昭和19年4月1日以前の人) 所得者 平成26年4月2日以降に70歳になった人 以外 2割 (誕生日が昭和19年4月2日以降の人) 現役並み所得者 3割 (市県民税課税所得が145万円以上)

保険高齢受給者証」

の有効期 までです

限康

7月31日 (木)

現在使用している「国民健

①公営住宅②改良住宅 内容 ①平原団地 収入基準 同居しよう (池田) 恵3丁目)②桜町団 とする親族の収入を含 長屋=2階建て各1戸 諸控除後の所得 簡易耐火構造 (須 地

市営住宅 居者募集



*高齢者、 入居要件 家賃 円) 以下 256万8000円 する人で、同居しよう 異なる②3000円 〇円(年間所得166 以下②月額13万900 4000円(年間所得 所得金額が①月額21万 所得136万8000 万6000円) 0円(年間所得189 ている市に在住、 万8000円)以下 人などは、諸控除後の 11万4000円 額が①月額 ①所得に応じて 障がいのある 住宅に困っ 万800 ②月額 (年間

づくり課市民サービス館2階) と元気な島 www.city.munakata まいの方」→「くらし lg.jp/→「市内にお住 係(大島行政センター) で入手か、市町http:// J生活環境 \downarrow 「住ま

する親族が

、る人。

1

37

 $\begin{array}{c} 1 \\ 3 \\ 0 \end{array}$

護レこ者ッこ 午前10 見学場所 分 6応援セミナーッシュ・在宅介ころと体のリフ 定) 定) 7 月 18 ·後 3 \exists 日 タ 金 時 ハ 30

宗像市社会福祉協議へ

会

イトム宗像内)

申込締切1

Ħ

7 月

10

昼

円

いのある人らは単身入ただし、高齢者や障が 中込書は、 申込締切 ガキ2枚 申込者か同居親族が暴 力団員の人は入居申込 日 7 月 上込書、 7 月 16 1 日

成い26 丁

 \downarrow

☆年度第2回市営住→「お知らせ」→「平

ラザ

(福

宅募集」→

「宗像市営

不可

必

●申込先 建築課 ■問い合わせ先 ビス係各窓口 かる提出書類」からダ住宅入居申し込みにか ウンロード可 建築課、 計民 元気 サー

(火)から、

建築課

本

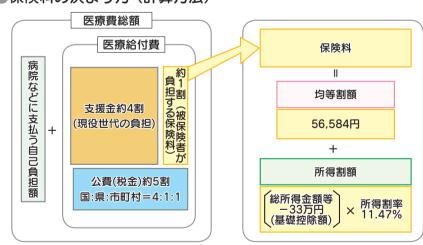
●対象 在宅介護をし ●定員 抽選で30人 ●参加料 1500 (昼食代含む) 見学後、 の見学 乗りやすい車両など 1. 「誰にでも 在宅介護をし 車 福岡市内で ·椅子利用者 優しい 東 泉那珂2年福岡(三 0 車

7

平成25年中の所得が確定したことに伴い、同26年度の保険料が決まりま した。7月中旬に、被保険者(加入者)のみなさんへ「平成26年度後期高 齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。保険料は、平成25年中の所 得金額と平成26年4月1日時点の世帯の状況を基に算定して決定します。

*4月1日以降に75歳になる人、県外からの転入者などはその時点を基準 にしています

●保険料の決まり方(計算方法)



▽保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます

▽保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率(被保険者均等割額、 所得割率)は、2年ごとに見直され、平成26年度は改定されています

▽保険料は、年額57万円が上限です

▽総所得金額等とは、平成25年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」「給 与収入ー給与所得控除」「事業収入ー必要経費」などの合計額で、各種所 得控除前の金額です。総所得金額等が33万円以下の場合は、所得割額は かかりません

●保険料の軽減●

▽均等割額=世帯の所得に応じて軽減

▽所得割額=被保険者の所得に応じて軽減

*詳細は、通知書に同封のパンフレットで確認を

●保険料の減免制度●

災害や失業などで保険料の納付が困難になったときは、保険料が減免で きる場合があります。詳細は問い合わせを。

■問い合わせ先 国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36)1348